

山口県住宅確保要配慮者円滑入居住宅事業登録制度等事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等（以下「賃貸住宅登録制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、山口県内の区域（第3条及び第5条の規定については下関市の区域を除く。）に適用する。

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

(登録の申請)

第3条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者は、原則として、施行規則第6条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書をセーフティネット住宅情報提供システム（以下「システム」という。）により作成し、電子データで山口県知事（以下「知事」という。）に申請を行うものとする。ただし、システムによる申請書の作成が困難な場合等においては、この限りではない。

2 前項の申請書には、別表一に定める書類を添付するものとする。

(登録の基準)

第4条 施行規則第11条第2号の規定による基準のうち、県賃貸住宅供給促進計画において記載する知事が定める基準は、次のとおりとする。

	基準
(1)	急傾斜地崩壊危険区域内に存しないこと
(2)	地すべり防止区域内に存しないこと

2 法第12条第1項の規定に基づき住戸を追加する変更を行う場合は、前項の

基準を適用する。

第3章 雑則

(登録簿の閲覧)

第5条 法第13条の規定に基づく登録簿は、次の場所に備え置き、一般の閲覧の用に供するものとする。

閲覧方法	閲覧できる場所
登録窓口での登録簿閲覧	県庁情報公開センター

附 則

(施行期日)

- 一 この要領は、令和4年4月1日から適用する。
- 二 施行の時点で既に申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月25日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から適用する。

別表一（第3条第2項関係）

書類の種類		表示すべき事項等
1	間取図	<ul style="list-style-type: none"> 面積及び設備の概要
2	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 欠格要件に該当しない者であること 消防法又は建築基準法等に違反しないものであること 地震に対する安全性に係る建築基準法等の基準に適合すること 登録の申請が基本方針に照らして適切なものであること <p>を誓約するもの</p> <p>※ セーフティネット住宅情報提供システムで作成</p>
3	住宅の耐震性に関する書類	<p>○申請書に竣工年月が記載されている場合で以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3階建ての建物で昭和57年5月以前に竣工 4～9階建ての建物で昭和58年5月以前に竣工 10～20階建ての建物で昭和60年5月以前に竣工 21階建て以上の建物 <p>○申請書に着工年月のみ記載されている場合（竣工年月の記載なし）</p> <p>上記のいずれかに該当する場合は、以下の書類を添付（昭和56年6月1日以降に新築工事に着手した住宅の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築工事の着工年月を確認できる書類 <p>（昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した住宅の場合）</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することが確認できる以下のいずれかの書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 建設住宅性能評価書 既存住宅の売買に係る瑕疵保険の契約が締結されていることを証する書類 その他住宅の耐震性に関する書類

4	土砂災害特別警戒区域内の建築物に関する書類	<p>○土砂災害特別警戒区域内の建築物の場合、以下を添付</p> <p>(1) 確認申請を伴う場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 土砂災害対策工事に伴う確認済証及び検査済証の写し <p>(2) 確認申請を伴わない場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各種図面（付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図）・ 建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し <p>(3) 土砂災害特別警戒区域を解除する行為を行ったものは、土砂災害特別警戒区域を解除する行為を証する書類（県報の写し）</p>
---	-----------------------	---